

# 1. 厚生労働省 30年度てんかん地域診療連携体制整備事業（平成30年度報告書）

## 厚生労働省におけるてんかん対策 ～てんかん地域診療連携体制整備事業～

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室 室長補佐  
溝口 晃壮

### はじめに

てんかんを巡る課題はさまざまである。

てんかんの診療機関病院の整備、てんかん診療ネットワーク、てんかんの普及啓発（一般国民向け）、てんかん患者の実態把握、てんかん診断法。新薬の研究開発、運転免許、就労支援、災害対応、幼稚園・学校現場などでの発作対応、公教育、患者の症状を教えるためカード、など

これに対し、厚生労働省では「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号）を発表し、その中の、三 多様な精神疾患・患者増への医療提供の、5 てんかん、で

ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が適切な服薬等を行うことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を促進する。

イ てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する。

ことを明確に述べている。

### 1. てんかん地域診療連携体制整備事業

#### (1) 背景

てんかん地域診療連携体制整備事業ができた背景としては、

- ① てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域で必ずしも専門的な医療に結びついていなかった。
- ② 治療には精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、有機的な連携がとりづらい状態にあった。
- ③ 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療・情報などが届きにくく、適切な治療が行われにくい環境にあった。  
ことなどが挙げられる。

#### (2) 目指したもの

こうした背景を踏まえ、同事業は、

- ① 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で安心して診療できるようになること。
- ② 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- ③ 行政機関（国・自治体）が整備に携わることで、医療機関間だけでなく多職種（保健所、教育機関等）間の連携の機会を提供すること。

を目指して平成 27 年度より事業が開始されたところである。

### (3) 事業内容

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年のモデル事業として開始され、モデル事業での実績を踏まえて平成 30 年度より自治体向け事業に位置付けられた。

#### ① 目的

てんかん患者は全国に 100 万人と言われているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つであるので、てんかんの専門医慮機関箇所数の増、まずは 3 次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

#### ② 設置実績

30 年 12 月現在、てんかん地域連携診療拠点機関（以下、「てんかん拠点機関」という）は 13 機関：宮城（東北大学病院）、栃木（自治医科大学病院）、埼玉（埼玉医科大学病院）、神奈川（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟（西新潟中央病院）、静岡（静岡てんかん・神経医療センター）、石川（浅ノ川総合病院）、愛知（名古屋大学医学部附属病院）、鳥取（鳥取大学病院）、岡山（岡山大学てんかんセンター）、広島（広島大学病院）、徳島（徳島大学病院）、沖縄（沖縄赤十字病院）と、全国てんかん拠点機関 1 機関（国立精神・神経医療研究センター）が設置されている。

#### ③ 主な事業内容

主な事業内容は、てんかん患者・家族の治療および相談支援、てんかん治療医療連携協議会の開催・運営、てんかん診療支援コーディネーターの配置、医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、市民向け普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）であり、平成 29 年度は表のような活動が行われている。

注）神奈川県は平成 29 年度までは日本医科大学武蔵小杉病院の実績

#### ④ 第 7 次医療計画との関係

第 7 次医療計画において、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携対策の構築に向けた医療機能の明確化」として、てんかんを含む 15 の精神疾患について、2022 年度以内に第 3 次医療圏に医療機能を明確にした拠点機関を配置することが定められており、てんかんについては平成 30 年 3 月現在、22 自治体で定められている。なお、本計画中に、「てんかん地域連携体制整備事業を参考に」と記されており、医療計画に定める拠点機関が本事業で整備しているてんかん拠点機関と一致して整備が図られることが必要である。

## 2. 第 7 次医療計画とてんかん

### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神の程度によらず地域生活に関

する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。

- (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築とそれに向けた医療機能の明確化  
平成30年からの第7次医療計画では、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患と医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、医療機能を明確化することが今後の方向性であり、医療機関は、都道府県拠点機能を担う医療機関、地域連携拠点機能を担う医療機関、地域精神科医療提供機能を担う医療機関に分けられる。

てんかんは、統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、うち、PTSD、依存症、高次脳機能障害、摂食障害、災害医療、医療観察とともに、精神疾患・状態の一つとして組み入れられている。

### 3. その他の取組み

- (1) 厚生労働省HP内に「てんかん」の項目を掲載

てんかんに関する情報について国民や関係者の目に留まるように、厚生労働省のHPに「てんかん」の項目を掲載して最新情報の更新や関係機関のリンクサイトなどの拡充を図っていく。

- (2) てんかん診療にかかる診療報酬上の評価（平成28年度診療報酬改定）

① 脳波検査の評価の見直し

てんかんの診療に用いる長期脳波ビデオ同時記録検査及び脳波検査判断料について、実施施設の体制に応じて、長時間ビデオ脳波同時記録検査1が3,500点、脳波検査判断料1が350点となっている。

② 遠隔脳波診断の評価

遠隔脳波診断の脳波検査判断料1が新設されている。

- (3) てんかんに関する研究事業

① てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携（AMED研究事業）

[平成28年度～31年度]てんかんは適切な治療が可能な普遍的な病気であるにもかかわらず、医療資源の有効活用が滞り患者の治療に還元されておらず、患者が適切に会資源に結びつけられていないという課題がある。

背景には各機関・各職種・各システム間の医療ギャップの存在があると捉えており、本研究ではこのギャップを解消しててんかんの治癒率を高め、てんかん患者のライフサイクルを見据えた生活の質（QOL）や就労の維持・向上、社会復帰促進に資するてんかん医療連携体制の確立を目指すことを目的とした研究事業である。

② てんかんの地域診療連携体制の推進のための研究（厚生労働科学研究）

[平成 31 年度～32 年度]わが国のてんかん患者は約 100 万人とも言われている一方、てんかん医療に関して専門医療機関の地域偏在など多くの問題があり、てんかんに関する世間の誤解や偏見も相まって、てんかん患者・家族が地域で適正な治療を受けられず、安心した生活が営めていないという問題がある。

これらの課題を改善するため、平成 27 年度からてんかん地域診療連携体制整備事業が開始されたが、依然 13 自治体で実施されているのみで全国的に網羅された取組みには至っていない。

このため、本研究では、全国 14 カ所にあるてんかん診療全国拠点機関・てんかん診療拠点機関で得られた診療データや診療コーディネーターの活動実績などをリソースとして、てんかんの診療連携体制を推進するため、てんかんの疫学調査、てんかん拠点病院に設置されているコーディネーターの活動実績調査、てんかん患者・家族の実態調査、てんかんの地域連携や他科・他職種連携の調査及び分析を通じて、地域の実情を踏まえかつてんかん患者・家族のニーズに即したてんかんの地域診療連携体制の構築を推進する。

## 4. 考察

### (1) 事業の効果と意義

てんかん拠点機関の整備はここ数年で急速に拡充されてきており、設置自治体やてんかん拠点機関の関係者、日本てんかん学会、日本てんかん協会等の関係者のご尽力に感謝申し上げます。

また、てんかん拠点機関の効果は単にてんかん患者・家族の治療や Q O L の向上の実績に留まらず

- ① 行政機関とつながることで、学校や医療機関以外の他機関（保健所、学校、ハローワークなど）との連携や協力が得られやすくなった。
- ② 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への研修、普及啓発活動が活発になった。
- ③ コーディネーターの配置などの契機となり、医療提供以外の取組みが進んだ。など、その意義との効果について評価されている。

### (2) 今後の課題

てんかんに関する医療・支援ニーズの高さに比べ、専門医療機関・専門医の少なさ、地域による医療の均てん化などが課題であり、課題に対応するため、平成 27 年度からてんかん地域診療連携体制整備事業に基づくてんかん拠点機関の整備が開始されたものの、現在のところ 47 都道府県のうち 13 自治体での設置に止まっている。

各自治体でてんかん拠点機関の設置が拡充しない主な理由については、①てんかんに関する正しい知識や理解が広く国民まで浸透しておらず誤解も多い、②自治体の政策優先度が低くなかなか財政措置に結びつかない、などが挙げられる。

また、年 2 回開催の全国てんかん対策連絡協議会でも厚生労働省に対し、①自治体のてんかん拠点機関設置増に向けて自治体への働きかけ、②事業の安定及びコーディネーターの人材確保のための予算増（現状では病院の持ち出しが多いため、経営面から厳しい指摘がある）、③事業の安定的な位置付け（単年度会計・裁量的事業のため、自治体からいつ事

業が打ち切られるか不安定) など多くの要望が挙げられている。

その他、①てんかん拠点機関の選定基準に関する見直し意見、②てんかん拠点機関設置に伴う事業効果の具体的指標(治療効果、医療費抑制効果など)の検討と提供、③診療報酬に関する内容、など具体的な要望や意見も示されている。

(主な課題)

- ① 全都道府県設置に向けての自治体へのアプローチをどうするか。
- ② 事業拡充に向けた予算の確保。特に地方自治体の財政分について
- ③ コーディネーターの人材確保・資質の向上

### (3) 今後の方策

本事業の主目的であるてんかんの医療均てん化に向けたてんかん拠点機関の整備を進めるためには、

- ① 拠点機関の「数」を求めるだけでなく、「質」も求める形へ。
- ② 第7次医療計画の拠点病院整備の基準として整備を進めていく。
- ③ てんかん学会やてんかん協会と連携した取組の更なる構築、
- ④ 広く一般国民に対して病気の正しい知識と理解を進める力へ。

などについて拡げていく必要がある。

また、てんかんは患者・家族だけでなく広く国民がその病識や生活上の注意点が理解されていれば十分社会生活が営める病気であるにも拘わらず、病気に対する誤解や偏見によって、その活動や生き方が否応なく狭められている病気とも思われる。

現状では全国てんかん拠点機関及びてんかん拠点機関、日本てんかん協会を中心とした普及啓発活動であるが、今後は厚生労働省に加え、地方自治体などの関係機関とも連携した、より大きな形で普及啓発活動の展開が望まれる。

また、てんかん拠点機関の拡充について、引き続き地方自治体への働きかけは行っていくが、本事業は義務的的事业ではなく裁量的補助事業であることから、地方自治体の予算措置はハードルが高い。そのため、引き続き本事業の実績と効果を挙げるとともに、広く国民や社会に目に見える形でその成果をアピールしていくことが求められる。

制度的には、①第7次医療計画による医療機関の整備計画と本事業がうまくリンクできるように自治体を政策誘導していく、②診療報酬の他、補助金以外の財源(地域医療介護総合確保基金など)確保の模索、③指定要件を1都道府県1か所、複数診療科のある総合病院のみ、ではなく、地域の医療圏や医療事情に配慮した形になるように見直す。例えば診療科を補う形で複数の病院によるコンソーシアム、越県の病院間でのコンソーシアムなど。

### (4) まとめ

本事業の課題のうちアカデミアやてんかん拠点機関内の課題だけでなく、行政が課題解決に向けて検討を進める内容(予算、普及啓発、事業の制度的安定、行政所掌、他職種・他科他機関連携等)も少なくない。

こうしたてんかんを取り巻く様々な課題の整理や科学的エビデンスの収集に向けて、平成31年度から開始の「てんかんの地域診療連携体制の推進のための研究(厚生労働科学研究

究)」の研究成果に期待するところは大きく、効果的・円滑な研究活動の実施に向けて全国  
 のてんかん拠点機関、日本てんかん学会、日本てんかん協会等も支援・協力をお願い申し上げたい。

厚生労働省としては、引き続き全国てんかん拠点機関及びてんかん拠点機関からの助言や  
 提言を貴重な意見として真摯に受け止め、課題の改善に向けて自治体や関係機関との協力・  
 連携体制の構築が進めていく必要があると考えている。

本事業の関係者は、

- ・てんかんという「病気」であることで夢や希望を諦める・諦めさせる社会にしない。
- ・てんかんの患者・家族が、安心して自分らしく暮らせる社会を創っていく。

を共通の理念として、引き続き協力・連携しててんかん対策の推進を進めていく必要が  
 ある。



2018年度全国てんかん対策連絡協議会  
 報 告 書

厚生労働省におけるてんかん対策  
 ～てんかん地域診療連携体制整備～

1. はじめに

社会・援護局 障害保健福祉部  
 精神・障害保健課心の健康支援室

1

てんかんを巡る課題はさまざま

- てんかんの診療拠点機関病院の整備
- てんかんの診療ネットワーク
- てんかんの普及啓発（一般国民向け）
- てんかん患者の実態把握
- てんかん診断法・新薬の研究開発
- 運転免許 ○就労支援 ○災害対応
- 幼稚園・学校現場などでの発作対応、公教育
- 患者の症状を教えるためのカード  
 など

2

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針  
 （平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号）

三 多様な精神疾患・患者増への医療提供

5 てんかん

ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によつて症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が適切な服薬等を行うことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を促進する。

イ てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する。

3

## てんかん地域診療連携体制ができた背景及び目指したもの

### 背景

- てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域で必ずしも専門的な医療に結びついていなかった。
- 治療には精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、有機的な連携がとれづらい状態にあった。
- 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療・情報などが届きにくく、適切な治療が行われにくい環境にあった。

### 目指したもの

- 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で安心して診療できるようにすること。
- 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- 行政機関(国・自治体)が整備に携わることで、医療機関間だけでなく多職種(保健所、教育機関等)間の連携の機会を提供すること。

5

## 2. てんかん地域診療連携体制整備事業

4

### てんかん地域診療連携体制整備事業

てんかん患者が、地域において適切な支援を受けられるよう、てんかん診療における地域連携の在り方を提示し、てんかん拠点医療機関間のネットワーク強化により全国で均一なてんかん診療を行える体制を整備。

【現状と課題】 平成30年度予算：7,390千円 → 平成31年度予算(案)：8,286千円

【事業概要】 平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質なかつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための方針」を踏まえ、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、全国拠点機関として国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、てんかん診療拠点機関として15箇所の都道府県を指定し、各都道府県均てんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

【事業概要】 【地域】 てんかんの特性や支援方法に関する知識が広まるよう(に取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を強化し、患者・家族への相談支援や受療のための体制を充実させること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

【都道府県(精神保健福祉センター、保健所)・てんかん診療拠点機関】 第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機関」「地域連携拠点機関」「地域精神科医療連携機関」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談支援を適切に実施する。

【国・全国拠点(全国拠点機関)】 各てんかん診療拠点機関で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携モデルを確立すると共に、都道府県・各診療拠点機関への技術的支援を行う。

【期待される成果】 ① 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及 ② てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

5

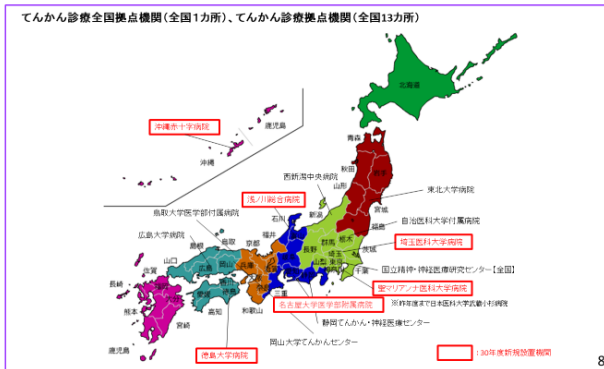
### てんかん地域診療連携体制整備事業の実績(平成29年度)

【てんかん診療拠点機関実行業務】

- I. てんかん治療連携協議会の設置・運営
- II. てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- III. 管内の医療機関等への助言・指導
- IV. 関係機関(精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等)との連携・調整
- V. 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- VI. てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発 等

都道府県	拠点機関の名称	12年度文行額(千円)	てんかん診療支援コーディネーター	研修実施回数	研修の内容	普及啓発の取組
宮城県	東北大学病院	750	2名	11回	医療従事者に対する観望例の症例検討	啓発イベントの開催、ツイッター、ラジオでの情報発信
栃木県	自治医科大学 行徳病院	602	3名	10回	多科・多職種連携のてんかん診療を進めるためのオープンカンファレンス	市民講座での講演、個別相談実施
神奈川県	日本医科大学 武蔵小杉病院	1,049	2名	3回	医療従事者向け「てんかんに関する最新情報・文庫集」作成、てんかんのある児童生徒への支援について、「てんかん患者とエンゲージメント」	横浜公園講堂の開催、ラジオ、啓発イベントの作成、新聞、ラジオ等
新潟県	新潟中央病院	454	2名	4回	医療従事者、教育関係者向け「小児てんかん」とてんかん患者について」等を実施	患者用チラシの作成、県民公開講座
静岡県	静岡てんかん・神経診療センター	955	1名	10回	小児・成人専門医に必要なたんかんの知識、小児・成人てんかんの診断の個別相談、てんかん診療に必要な知識、症例検討 について	公開市民講座、ホームページでの情報提供、イベントでの啓発活動
鳥取県	鳥取大学医学部 白根病院	907	1名	3回	てんかん治療のアップデート、てんかん治療のアップデート、てんかん治療	市町村単位での開催
岡山県	岡山大学病院 てんかんセンター	543	2名	4回	一線向け「てんかん患者の病状 等 医療者向け「相談の利便 等 医療者、相談支援員」現場での注意点・対応法」について	開設精神科講座、公開講座、てんかん専門医ガイドブック配布、ホームページでの情報発信 等
広島県	広島大学病院	991	2名	11回	特別支援学校教職員向け、最新のてんかん治療等、医療従事者向け「相談の利便 等」について	シンポジウム、フォーラムの開催、サンプル作成と広島の啓発活動

### てんかん診療全国拠点機関及びてんかん診療拠点機関(30年12月現在)



8

### てんかん地域診療連携体制の成果と課題

#### 成果

- 医療機関以外の他機関(保健所、学校、ハローワークなど)との連携や協力が得られやすくなった。
- 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への研修、普及啓発活動が活発になった。
- コーディネーターの配置などの契機となり、医療提供以外の取組みが進んだ。

#### 課題

- 全都道府県設置に向けての自治体へのアプローチ
- 事業拡充に向けた予算の確保。特に地方自治体の財政分
- コーディネーターの人材確保・資質の向上

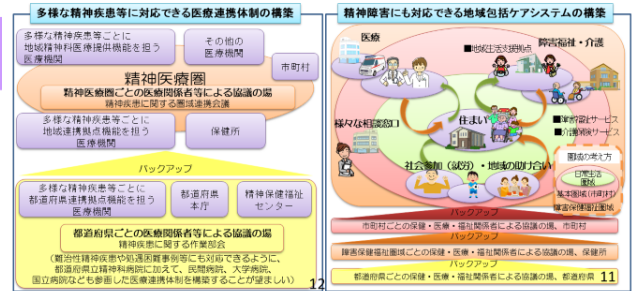
9

### 精神疾患の医療体制の構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。
- 平成36年度末、平成36年度末の精神疾患における入院費率(患者数)及び、地域移行に伴う差支整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉計画等と整合性を図りながら地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を進める必要がある。
- 統合失調症、うつ病、躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進するとともに、患者単位の医療を実現していく。各医療機関の医療機能を明確化する必要がある。

### 3. 第7次医療計画とてんかん

10



### 指針のポイント①(医療機能の明確化)

精神疾患の医療体制を定める医療機能は、地域精神科医療提供機能、地域連携拠点機能、都道府県連携拠点機能と示している。都道府県は、多様な精神疾患等ごとに医療機能の内容について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

医療機能	役割	対応要件	総合診療科	心臓科	認知症	皮膚科	泌尿科	PTSD	高齢者	障害	てんかん	精神科	身体科	自殺	災害	医療
都道府県連携拠点機能	目的	①患者単位の精神医療を提供すること②ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること③地域の保健医療福祉計画の周知啓発と連携・協力を行うこと④医療連携の地域拠点の役割を果たすこと⑤情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと⑥人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと														
地域連携拠点機能	目的	①患者単位の精神医療を提供すること②ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること③地域の保健医療福祉計画の周知啓発と連携・協力を行うこと④医療連携の地域拠点の役割を果たすこと⑤情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと														
地域精神科医療提供機能	目的	①患者単位の精神医療を提供すること②ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること③地域の保健医療福祉計画の周知啓発と連携・協力を行うこと④医療連携の地域拠点の役割を果たすこと⑤情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと														

※ 疾患等毎に「都道府県連携拠点機能を担う医療機関」を1つ以上医療計画に明記することが望ましい。複数明記する場合は、一体的に機能できるように考慮すること。

12

### 精神医療提供体制 都道府県の精神医療機能明確化の取組状況

#### 15疾患等別の都道府県全域での精神医療の医療機能明確化状況

(単位:自治体)

	統合失調症	うつ病	認知症	児童・思春期精神疾患	発達障害	依存症		PTSD	高次脳機能障害	摂食障害	てんかん	精神科救急	身体合併症	自殺対策	災害精神医療	
						アルコール依存症	薬物依存症									
都道府県連携拠点機能	19	19	18	22	19	24	18	17	14	19	20	22	20	17	14	20
地域連携拠点機能	15	15	21	15	14	13	12	10	11	13	13	14	17	13	12	13
地域精神科医療機能	23	24	22	25	22	24	23	22	23	21	24	26	22	23	14	15

※ 各取組は除く  
出典:厚生労働省医政局調べ(平成30年3月時点(暫定値))

13

### 4. その他の取り組み

### てんかんに関するHP

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム - 政策について - 分野別の政策一覧 - 福祉・介護 - 障害者福祉 - てんかん対策

福祉介護 てんかん対策

目次

- 1 てんかんとは
- 2 てんかんに関する普及啓発
- 3 医療提供体制
- 4 相談機関
- 5 民間団体等
- 6 調査・研究

1. てんかんとは

「てんかん」は、手足がひきつったり、突然意識を失って反応がなくなるなど「てんかん発作」<sup>※1</sup>を繰り返し起こす脳の病気です。

※1 「てんかん発作」:  
脳の神経細胞(ニューロン)は、その数は数百億あるといわれ、通常、規則正しいリズムでお互いに調和を保ちながら、それぞれが電気を出して活動しております。このリズムを持った活動が、外部からの刺激なしに突然断れ、激しい電氣的な乱れが生じることによって起きるのが、「てんかん発作」です。また、「てんかん発作」は繰り返し起こることが特徴です。

※ 上記は内容調整中。日本てんかん学会や日本てんかん協会などの協力を経ながら、情報を更新予定。

14

15



### てんかん診療にかかる診療報酬上の評価

#### 脳波検査の評価の見直し

てんかんの診療に用いる長期脳波ビデオ同時記録検査及び脳波検査判断料について、実施施設の体制に応じて評価の見直しを行う。

現行	(実施施設の体制に応じた点数設定なし)	改定後
長期脳波ビデオ同時記録検査	900点	(新)長期脳波ビデオ同時記録検査1 3,600点 長期脳波ビデオ同時記録検査2 900点
脳波検査判断料	180点	(新)脳波検査判断料1 350点 脳波検査判断料2 180点

【長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準の概要】  
 (1) 長期脳波ビデオ同時記録検査を5年以上の用以上実施  
 (2) てんかんに係る診療の経験が5年以上有する常勤の医師が1名以上  
 (3) 脳波検査判断料1の施設基準を満たす  
 (4) てんかん診療拠点機関として認定

【脳波検査判断料1に係る施設基準の概要】  
 (1) 脳波診断に係る診療の経験が5年以上有する常勤の医師が1名以上  
 (2) 施設ごとに作成されたてんかんに関する地域連携診療計画(2次診療施設として登録)かつ地域医療従事者への研修を実施している  
 (3) 連携の拠点となる医療機関  
 (4) 関係学会により教育研修施設として認定された施設

#### 遠隔脳波診断の評価

てんかんに関する高度な診療を遠隔地でも受けられるよう、十分な体制が整備された医療機関に遠隔で脳波診断を委託した場合、脳波検査判断料1を算定できることとする。

送信側 → 脳波検査の結果を送信 → 受信側

脳波診断を担当した医師が5年以上有する医師が脳波診断を行い文書で報告

※ 脳波検査判断料1の施設基準の届出を行っている医療機関

### てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携 (AMED委託研究) 平成26年度～31年度

#### てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携 (AMED委託研究)

この研究は、てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携を促進するための取り組みを推進することを目的としています。

【目的】  
 ・てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携を促進すること  
 ・てんかんのある人の生活の質を向上させること

【研究内容】  
 ・てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携に関する調査  
 ・てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携に関する実践的取り組みの推進  
 ・てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携に関する実践的取り組みの評価

【研究の進捗】  
 ・平成26年度：調査の実施  
 ・平成27年度：実践的取り組みの推進  
 ・平成28年度～31年度：実践的取り組みの評価

【成果】  
 ・てんかんのある人の医療・雇用・生活の連携に関する実践的取り組みの推進  
 ・てんかんのある人の生活の質の向上

### 新 てんかんの地域診療連携体制の推進のための研究 (厚生労働科学研究) 平成31年度～32年度

#### 研究目標

わが国でてんかん患者は約100万人と推定されている一方、てんかん医療に関して専門医療機関の地域偏在など多くの問題があり、てんかんに関する世間の認知や偏見も相まって、てんかん患者・家族が地域で適正な治療を受けず、安心して生活が送れないという問題がある。

これらの課題を改善するため、平成27年度からてんかん地域診療連携体制整備事業が開始されたが、依然13自治体で実施されているのみで全国的に網羅された取組みには至っていない。

本研究では、全国14府県にあるてんかん診療全国拠点機関・てんかん診療拠点機関で得られた診療データや診療コーディネーターの活動実績などを基として、てんかんの診療連携体制を推進するため、てんかんの症例調査、てんかん拠点病院に設置されているコーディネーターの活動実績調査、てんかん患者・家族の実態調査、てんかんの地域連携や他科・他職種連携の調査及び分析を通じて、地域の実情を踏まえたてんかん患者・家族のニーズに即したてんかんの地域診療連携体制の構築を推進する。

#### 求められる成果及び研究費の規模 (2カ年計画)

○研究費 (31年度)  
1,000万円～1,500万円の概算で概算予定

○研究内容  
 [平成31年度]  
 ・てんかん拠点病院の診療データを活用した症例調査に関する課題抽出及び調査項目の検討  
 ・てんかん拠点病院のコーディネーター活動実績の調査  
 ・てんかん患者・家族の実態調査  
 ・てんかんの他科連携・多職種連携に関する好事例取組の調査  
 [平成32年度]  
 ・てんかん拠点病院の診療データを活用した症例調査の実施・報告  
 ・てんかん拠点病院のコーディネーター活動実績調査の報告  
 ・てんかん患者・家族の実態調査の報告  
 ・てんかんの他科連携・多職種連携に関する好事例取組の報告  
 ・てんかんの地域連携診療の推進に向けた提言

#### 研究成果を通じた貢献のイメージ

I. てんかん地域診療連携への貢献  
 ・てんかん医療の全国的な均てんかん医療の全国的な均てんかん医療の全国的な均  
 ・診療拠点機関の全国的な均てんかん医療の全国的な均  
 ・現存拠点機関の全国的な均てんかん医療の全国的な均  
 ・現存拠点機関の全国的な均てんかん医療の全国的な均  
 ・てんかんの他科連携・多職種連携  
 ・てんかんの他科連携・多職種連携  
 ・てんかんの他科連携・多職種連携

II. てんかん患者・家族への貢献  
 ・患者・家族のQOLの向上  
 ・コーディネーターの人員育成及び資質向上  
 ・就労や生活の支援  
 ・普及啓発活動 など

### 5. てんかん拠点病院の意義と今後

てんかん拠点病院の意義と今後の展望について述べています。

「数」を求めだけでなく、「質」も求める形へ  
 ・第7次医療計画の拠点病院整備の基準へ  
 ・てんかん学会やてんかん協会と連携した取組みへ  
 ・病気の正しい知識と理解を進める力へ

→ 「病気」であることで夢や希望を諦める・諦めさせる社会であってはならない

目指すものは、  
 → てんかんの患者・家族が、安心して自分らしく暮らせるために

### てんかん拠点病院の意義について

- ・医師・医療機関でつながる
- ・行政とつながる
- ・多くの患者の治療、家族の支援につなげる

### てんかん拠点病院の今後について

「数」を求めだけでなく、「質」も求める形へ  
 ・第7次医療計画の拠点病院整備の基準へ  
 ・てんかん学会やてんかん協会と連携した取組みへ  
 ・病気の正しい知識と理解を進める力へ

→ 「病気」であることで夢や希望を諦める・諦めさせる社会であってはならない

目指すものは、  
 → てんかんの患者・家族が、安心して自分らしく暮らせるために